

諸外国における国葬に係る実態調査結果概要

令和4年12月
故安倍晋三国葬儀事務局

1 調査について

(1) 調査の趣旨・目的

令和4年9月27日に執り行った安倍元総理の国葬儀について検証を行うに当たり、現時点の諸外国における国葬の実態に係る最新情報を把握することにより、今後の我が国における内閣総理大臣経験者の国葬儀の在り方の検討・実施に当たっての示唆を得ることを目的とし、故安倍晋三国葬儀事務局において各国の実態調査を実施した。

* 国葬（儀）：国の名において行う葬儀。

(2) 調査内容

- 調査対象国については、所在する地域、政治制度や我が国との類似性（G7諸国であるかどうか）などの観点を踏まえ、多様性やバランスにも留意しつつ選定し、各国に所在する日本国大使館を通じて対象国政府に対して質問項目を送付した。
- 12月16日までに日本国大使館を通じて情報を得られた合計13か国¹について、故安倍晋三国葬儀事務局において、情報の整理・分析を行った。
- 本調査結果は、あくまでも、可能な限りの調査に基づき、情報の寄せられた時点（令和4年11月～12月）における各国の状況を整理したものである。

ア 12月16日までに情報が得られた国（合計13か国）

アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、シンガポール、スウェーデン、ドイツ、ブラジル、フランス、ベルギー

イ 質問項目

- ① 国葬を行った実績はあるか。また、制度等の根拠や対象者はどうなっているか。
- ② 国葬実施の意思決定に、立法府（議会）又は司法府（最高裁判所）は関与しているか。
- ③ 国葬を実施する主体（行政機関等）はどこで、その経費はどう支弁されているか。
- ④ 国葬を行う際、国民や公務署に弔意表明を依頼しているか。依頼している場合は、どのように依頼しているか。

¹ 各在外日本国大使館等において、相手国政府への照会・聴き取りや相手国政府の公表資料等の公開情報の調査などを実施した。イギリス、イタリアについては公開情報を調査した結果である。

2 調査結果の概要

(1) 国葬を行った実績及び制度等の根拠や対象者について

(調査結果の概要)

- 情報を得られた13か国のうち、12か国において²、何らかの形で過去に国葬を実施した実績があるとのことであった。
- 国葬を行う根拠については、あらかじめ定められた法律に基づく国（韓国、イタリア）、大統領令に基づく国（ドイツ）のほか、その都度大統領布告や大統領令を発し、実施している例もあった（アメリカ、フランス）。
その他の国では特段の法的根拠の定めはないとのことであった。こうした特段の法的根拠の定めがない各国においては、その時々々の首相（及び閣僚）を始め、行政府がその都度、国葬の実施を判断するものとされているとのことであった。
- 国葬が行われる対象者に係る基準の有無については、上記国葬の根拠法を持つ国（韓国）において、当該法律に対象及び法定手続が明記されている例があるものの、その他の国では特段のルールや基準はなく、概ねケースバイケースで決めている、との趣旨であった。
- 国葬の対象者については、王室が存在する国において国王・女王や王族に限っている国や、共和制の国でも大統領などの国家元首級の者に限る国もあれば、現役の閣僚や立法府・司法府の者まで対象としている例もみられた。
大統領や行政府（内閣）の意思決定により、国家に功績があると判断した者に対する国葬を行うことを可能としている国も複数あった。

(各国からの回答・公開情報の調査結果など)

- 国葬は、State Funeral と呼ばれているが、これは国防省訓令第1300.30号（国葬、公的葬、特別軍事葬儀及び大統領夫人葬儀に対する国防省による支援）において、葬儀のカテゴリーの一つとされているものである。国葬の実施に当たっては、対象者である現職のアメリカ大統領・元大統領・次期大統領又は現職大統領が特に指定した人物が逝去した際、慣習上、現職の大統領がその都度大統領布告（a presidential proclamation）を発し、「国防長官の命令により、米軍部隊をもって適切な名誉を捧げること³」を命ずる。（アメリカ）
- 国葬が行われる慣習はあるが、その法的根拠は確認できない。対象については、一般的に君主に限られるとされるが、非常に著名な人物⁴にも行われている。（イギリス）

² ブラジルからは、「国葬に該当する制度がない」との回答。

³ ジョージ・ブッシュ元大統領の例（2018年12月1日付け大統領布告9830号）：“Thereby order that suitable honors be rendered by units of the Armed Forces under orders of the Secretary of Defence.”

⁴ ロバーツ伯爵（1914年）、エディス・キャベル（1919年）、ヘイグ伯爵（1928年）、カーソン卿（1935年）、ウィンストン・チャーチル元首相（1965年）

- 国葬の規則に係る 1987 年 2 月 7 日法律第 36 号（1987 年 2 月 23 日官報掲載）が存在し、首相府が儀式実施の様式を決定することとされている。また、国葬に係る 2002 年 12 月 18 日首相府通達⁵があり、儀式の概要、服喪、半旗、葬儀場所等の具体的事項が定められている。国葬は、憲法上の機関の長、在職中に死亡した閣僚に対し行われる。このほか、祖国に顕著な奉仕をした要人、義務遂行やテロ行為、組織犯罪の犠牲となった者に対しても、閣僚会議の決定に基づき行われる。（イタリア）
- 連邦政府の制度としては、現職の首相の判断により行われる。通例では、前職又は現職の総督、首相、閣僚、上下院議長及び最高裁判事に対して行われるが、著名人に対して行われる場合もある。（オーストラリア）
- 王室の一員の葬儀に国家が関与した場合、「国葬」との言い方がされる。王室ではない者に対する国葬の例はない。（オランダ）
- 1867 年の連邦化以降、慣習として行われており、現・元総督、現・元首相 又は現職の大臣が対象とされる。なお、首相は政府を代表し、これ以外の著名なカナダ人に対しても、適切と認められる場合は国葬の栄誉を与えることができる。（カナダ）
- 国家葬法に国家葬の対象及び決定手続が明記されており、同法に基づき、現・元職大統領、大統領当選者、国家または社会に顕著な功績を残し国民から崇められる者に対する国家葬が実施される。なお、これまで行われた国家葬は、全て元大統領を対象としたものであった。対象者が死亡した場合、行政安全部長官の提案で國務会議の審議を終えた後、大統領決定に従って国家葬を執り行うこととされている。（韓国）
- その時々々の首相及び閣僚が国葬の実施を決定するが、特段のルールや基準はない。過去、元大統領・首相・副首相に対して実施された実績がある⁶。（シンガポール）
- 国葬に関する規定は存在せず、個別のケースごとに判断が下される。しかし、慣習として、スウェーデン王族及びその配偶者に対して国葬が行われてきた⁷。（スウェーデン）
- 連邦の制度として「国葬及び国家的行事⁸に関する大統領令」（1966 年 6 月 2 日付け）に基づき行われる。対象人物についての基準はないが、慣習としては、過去の連邦大統領や連邦首相、連邦議会議長や連邦憲法裁判所長官が対象（在職中に死去した者も含む）。また、国民の利益への顕著な貢献を行った公人についても、国葬の対象となり得る。なお、連邦大統領のみが国葬や国家的行事の実施を指示する権限を有する。（ドイツ）
- 国葬に該当する制度はないが⁹、ケースバイケースで政府が元政府要人や軍関係者の逝去に際して葬儀を主催・支援等することはある。（ブラジル）
- 最近亡くなられた方で特別な人物に対し国家の名において正式な栄誉を与える場合、国家栄誉式典（Ceremonie d'hommage nationale）及び国葬（obseques nationales）の 2 つの形式がある。国家追悼（deuil national）も、伝統的には共和国大統領の逝去に対してのみであった

⁵ UCE/3.3.13/1/5654

⁶ S・ラジャラトナム元副首相（2006 年）、ゴー・ケンスイ元副首相（2010 年）、リー・クエンユイ初代首相（2015 年）、S・R・ナザン元大統領（2016 年）。

⁷ 最新例は、2013 年のリリアン王女に対する国葬である。

⁸ 国葬の代わり又は追加的な措置として「国家的行事（State Occasion）」が行われる場合もある。なお、独内務・故郷省のホームページによれば、国葬が行われたのは計 28 名、国家的行事による追悼式典が行われたのは計 44 名である。（<https://www.protokoll-inland.de/Webs/PI/DE/staatsakte/trauerstaatsakte/staatsbegrabnisse/staatsbegrabnisse-und-trauerstaatsakte-node.html>）

⁹ 葬儀の実施そのものについて規定した法令は見当たらないが、文民又は軍人の要人が逝去した場合、政府が服喪・葬送の栄誉を宣言することができるとした法令はある（法令 70274 号第 88 条）。

が、近年では特に暴力的なテロ行為の犠牲者も対象になっている。国家栄誉式典は大統領の決定に依拠し、官報に掲載される。国葬は大統領令 (decret du president de la Republique) の対象である。この権限は、憲法規定及び規則慣行による国家元首の規定権限の範囲内である。国家栄誉式典又は国葬の実施対象となる基準は規范文書において定めはない。フランスのために特別な運命をたどった人物に対して、これまで定着してきている慣例に従って、誰が対象となるかは大統領の裁量に委ねられているが、対象となった人物の多くは軍人、政治家及び文化人である。また、テロ行為の民間人犠牲者も複数が国家栄誉の対象となっている。(フランス)

- 国葬はあるが、法令は特になく、主に慣習や伝統に則り¹⁰行われる。内務大臣の提案に基づき、実施を閣議決定する。対象は王族に加え、現役の連邦政府閣僚、議会議長、国務大臣であるが、閣議決定に基づき個人又は団体に対し行う例外的な場合¹¹もある。(ベルギー)

(2) 国葬実施の意思決定への立法府・司法府の関与について

(調査結果の概要)

- 国葬の実施に当たって立法府(議会)がその意思決定に関与するかについては、(公的に)特段関与しないと国が9か国であった。この他、詳細は不明だが、首相経験者も含む非常に著名な人物の国葬については議会も関与するとの情報(イギリス)もあった(その他3か国は情報なし)。
- 国葬の実施に当たって司法府(裁判所)がその意思決定に(公的に)関与すると回答した国はなかった。

(各国からの回答・公開情報の調査結果など)

- 意思決定に立法府(議会)は特段関与していない。(アメリカ、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国¹²、ドイツ、フランス、ブラジル、ベルギー)
- 公的な意思決定プロセスが規定・公表されている訳ではないが、これまでの事例では、首相経験者を含む非常に著名な人物の国葬の実施については、議会も関与している。(イギリス)
- 意思決定に司法府(裁判所)は特段関与していない。(アメリカ、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、ドイツ、フランス¹³、ブラジル、ベルギー)

¹⁰ なお、国葬の実施には遺族の同意が必要とされている。

¹¹ 例えば、スイス・シエルにおけるバス事故(2012年3月13日)で犠牲になったベルギー人児童7名が挙げられる。

¹² 現職の国会議員・高位裁判官が国家葬の葬儀委員会に参加することもある。

¹³ フランスにおいては、大統領の決定及び大統領令は憲法の規定に基づき国務院の司法審査の対象となることから、同院による異議が唱えられることはあり得る。

(3) 国葬の実施主体（行政機関）や経費について

（調査結果の概要）

- 国葬の実施主体については、首相府のほか、内務省や総務省など儀典を所管する省庁の例、国防省や軍が実施する例もあった。また、国葬の実施に際して、委員会を組織するとの回答もあった。
- 国葬の経費については、情報提供のあった9か国において、合理的な範囲内で全て政府が負担するとのことであった。

（各国からの回答・公開情報の調査結果など）

- 実施主体は国防省。経費は国防省をはじめ、国葬に関わる各行政機関がそれぞれの任務にかかる費用を負担する。（アメリカ）
- 経費は国費負担である。（イギリス）
- 首相府が実施。経緯は首相府予算で負担される。（イタリア）
- 首相府が実施。政府が関連するすべての合理的な費用を負担する（なお、埋葬地や墓石の費用は負担しない）。（オーストラリア）
- 総務省が実施し、関係省庁（外務省、国防省、総務省、王室府等）で経費を分担。（オランダ）
- 担当省庁は遺産省。国葬の規模等に応じて他省庁や民間セクターも関与する。遺産省が遺族と相談しながら提供・計画・運営する。（カナダ）
- 国家葬法に基づいて構成された葬儀委員会が事務を主管し、行政安全部長官が国家葬葬儀委員会の執行委員長を務める。費用は国庫負担¹⁴。（韓国）
- 政府部内に国葬を担当する部局はない。2015年に行われたリー・クァンユイ初代首相の国葬に際しては、「国葬組織委員会（国軍司令官が長）」が設置された。（シンガポール）
- 連邦内務・故郷省儀典局が連邦政府予算で実施。（ドイツ）
- 国葬の事務を行う機関はケースバイケースで判断される。（ブラジル）
- 大統領が参加する国家式典は、大統領府運営局が国家儀典（国際的行事）及び軍当局（大半の場合パリ軍事総監）と連携して実施し、その費用は国家が負担する。（フランス）
- 内務省儀典局の下組織が実施。経費は全て国負担（警察、救急、儀礼等）。（ベルギー）

¹⁴ ただし、弔問客の食費、国立墓地ではない墓地設置のための土地購入・造成費用は除外される。

(4) 国民や公務署の弔意表明について

(調査結果の概要)

- 政府による服喪・黙とうの呼びかけや記帳台の設置などを通じ、国民に対して弔意表明を依頼・勧奨する例はあるが、弔意を表明することを義務付けている例はなかった。
- 公務署に対して半旗の掲揚を命ずる国が複数あるが、公務員に対して弔意表明を義務付けている例はなかった。
- 弔意の表明はあくまでも任意であり、政府から国民や公務員に依頼することもないという回答も複数あった。

(各国からの回答・公開情報の調査結果など)

- 国民や公務署に対してどのように弔意表明を依頼するかは現職の大統領の判断次第である。2018年のブッシュ元大統領の逝去に伴い、当時のトランプ大統領は大統領布告により追悼の日を定め、国民に対して追悼を呼び掛けた。また、連邦政府の建物及び国外のアメリカ大使館等における半旗掲揚を指示した。(アメリカ)
- 国家の服喪が、首相府から示された様式や内容に沿って宣言される。また、公共の建物の旗は、首相府の指示に従い半旗とされる。(イタリア)
- 政府が式典の際に記帳を用意し、参列者は署名を勧められる。インターネット上でも弔意表明できるよう、Web記帳が準備される。公務員に対して弔意表明は要請されないが、表明することが勧められる。(オーストラリア)
- 国民には弔意を示す義務はない。一方政府機関は、記帳所を設け、半旗を掲揚する義務がある。(オランダ)
- 政府発表により国葬が案内され、一般市民が国全体の服喪に参加する機会が提供される。(カナダ)
- 政府は遺体安置所と焼香所を運営し、国民の弔問のための場所を設ける。弔問は、国民が望む場合に自発的に行う。一方、公務署については、国家葬法に基づき、国家葬の期間中は弔旗を掲揚。なお、公務員に対する義務的な弔問要求はない。(韓国)
- 弔意の表明は任意であり、連邦政府が一般国民や公務員に依頼することはない。(ドイツ)
- 国家栄誉ないし国葬時において政府から国民に対し哀悼の意を表明するよう要請することはない¹⁵。元・現役大統領の逝去の際に発令される国家追悼の場合、弔意を受けるために大統領宮殿において記帳が実施される。公務員や地方政府に対して政府から弔意表明に係る指示はない。国家栄誉式典における追悼の敬意は大統領のみによって発せられる。(フランス)
- 一般国民も、①儀式への参加、②行政が用意した弔問記帳への署名、③政府が定めた1分間の黙とうへの参加という形で、弔意を共有するように慫慂される。また、連邦政府は、他の地域又は共同体政府に対し、国葬時に国家的な喪に服すよう要請することができ、半旗の掲揚、1分間の黙とうが要請され得る。連邦政府の構成員は、国家的な喪

¹⁵ いくつかのケースでアンバリッド(旧廃兵院)において通夜が実施されたり、パンテオンに向けてヤシアンゼリゼでの行進が行われる際には一般国民に開放される。

の期間中は、祝祭行事に参加することを控えることとされる。(ベルギー)

(5) その他のコメント

- 近年、国防省は、国葬ではなく、「国家レベルの葬儀」の支援を実施。家族が主導し、家族と費用を分担するもので、国防長官が承認した例外的な取扱いとして、軍による一定の支援が行われる。(アメリカ)
- State Funeral のほかに Ceremonial Funeral があり、ダイアナ元皇太子妃殿下やサッチャー元首相、フィリップ王配殿下などの葬儀がこの形式で行われた。なお、サッチャー元首相やフィリップ王配殿下は、State Funeral とされることを生前に拒んでいたとされる。(イギリス)
- 国葬は、国全体の服喪に一般市民が参加する機会を提供するものと理解されている。(カナダ)

3 調査結果まとめ

- 調査によって情報が得られた13か国の調査結果については、全ての項目について全ての国から網羅的に情報を得られたわけではないが、概ね、下記のとおりであった。
 - 国葬を行った諸外国のうち、5か国において、あらかじめ定められた法律(韓国、イタリア)や大統領令(ドイツ)が存在する例があったほか、その都度大統領布告や大統領令を発し、実施している例もあった(アメリカ、フランス)。その他は、王室の一員に対象を限っている国や、その時々の大統領、首相及び閣僚といった行政府(内閣)がその都度、国葬にふさわしい功績のある者を判断し、実施を意思決定している国などがあった。
 - 行政府による国葬の実施に当たり、立法府(議会)がその意思決定に(公的に)関与しているかについては、イギリスにおいて例があるとの情報があったが(詳細は不明)、関与していないとする国が9か国であった(その他の3か国は情報なし)。また、司法府(司法)がその意思決定に(公的に)関与したとする国はなく、関与していない国は9か国であった(その他の4か国は情報なし)。
 - 国葬の実施主体については、首相府のほか、内務省や総務省など儀典を所管する省庁、国防省や軍が実施する例があった。また、経費については、9か国において(合理的な範囲内で)全て政府が負担することであった。
 - 国葬に際し、政府から国民に対して弔意表明を依頼・勧奨する国はあるが、弔意を表明することを義務付けている国はなかった。また、公務署に対して半旗の掲揚を命ずる国はあるが、公務員に対して弔意表明を義務付ける国はなかった。